

生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果に係る措置について生駒市長から通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年1月15日

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾

生 議 第 1 号
平成 26 年 1 月 8 日

生駒市監査委員 藤本 勝美 様
生駒市監査委員 井上 圭吾 様

生 駒 市 長 山 下 真

住民監査請求に係る監査の結果(勧告)により行った措置について (通知)

このことについて、平成25年12月26日付け生監第95号により住民監査請求に係る監査の結果(勧告)について下記のとおり措置を行いましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告の内容

会派「凜翔」が政務調査費として平成24年度に支出した、資料購入費16,765円について、市長は返還を求めるなど適切な措置を講じ、講じた措置の内容を平成26年2月28日までに報告するよう勧告する。

2 措置の内容

平成25年12月26日付け生監第95号による監査結果を同日、議会に対し報告した。

同日、会派「凜翔」から、対象となる平成24年度政務調査費の資料購入費相当分16,765円が自主的に返還されたため、返還を請求する等の措置を講じる必要がなくなった。